第４期高砂市地域福祉計画

高砂市再犯防止推進計画

概 要 版

令和５年３月

高　砂　市

第４期高砂市地域福祉計画の策定にあたって

計画策定の背景

我が国では、本格的な少子化・高齢化、そして人口減少社会が到来しており、単身世帯や核家族、高齢者世帯の増加などが進んでいます。また、デジタル技術等の急速な進歩とともに生活環境は大きく変化しており、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域でのつながりの希薄化などにより地域社会の脆弱化にも歯止めがかかっていません。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で、より多くの人々が社会的孤立や経済的困窮に直面するとともに、人と人をつなぐ地域での様々な活動の継続が困難な状況となっています。

このような社会状況のなかで、単身高齢者や認知症のある人など、支援を必要とする人の増加や 8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもり、避難行動要支援者（災害時要援護者）に対する支援など、行政による分野別の支援では対応が困難な複合化、複雑化した課題が地域で多く生まれています。

これらの課題に対応していくためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉の推進が強く求められています。

国では、令和３年４月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を施行し、地域共生社会の実現に向けて、市町村が地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

本市では、平成 30 年３月に「第３期高砂市地域福祉計画」（以下、「第３期計画」という。）を策定し、「一人ひとりが思いやり　心ふれあう　ぬくもりのまち」を基本理念として掲げ、本市における地域共生社会の実現に向けて、「市民主体の課題解決力の強化」や「包括的な支援体制づくり」に取り組んできました。

「第４期高砂市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、このような社会状況の変化や、本市の地域福祉を取り巻く現状・課題や、国などの動向を踏まえ、本市における地域共生社会を実現していくために策定するものです。

計画の位置づけ

■法令の根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」として策定するものであり、本計画の推進を通じて、第 106 条の３に規定する「包括的な支援体制の整備」を促進するものです。

■関連計画との関係

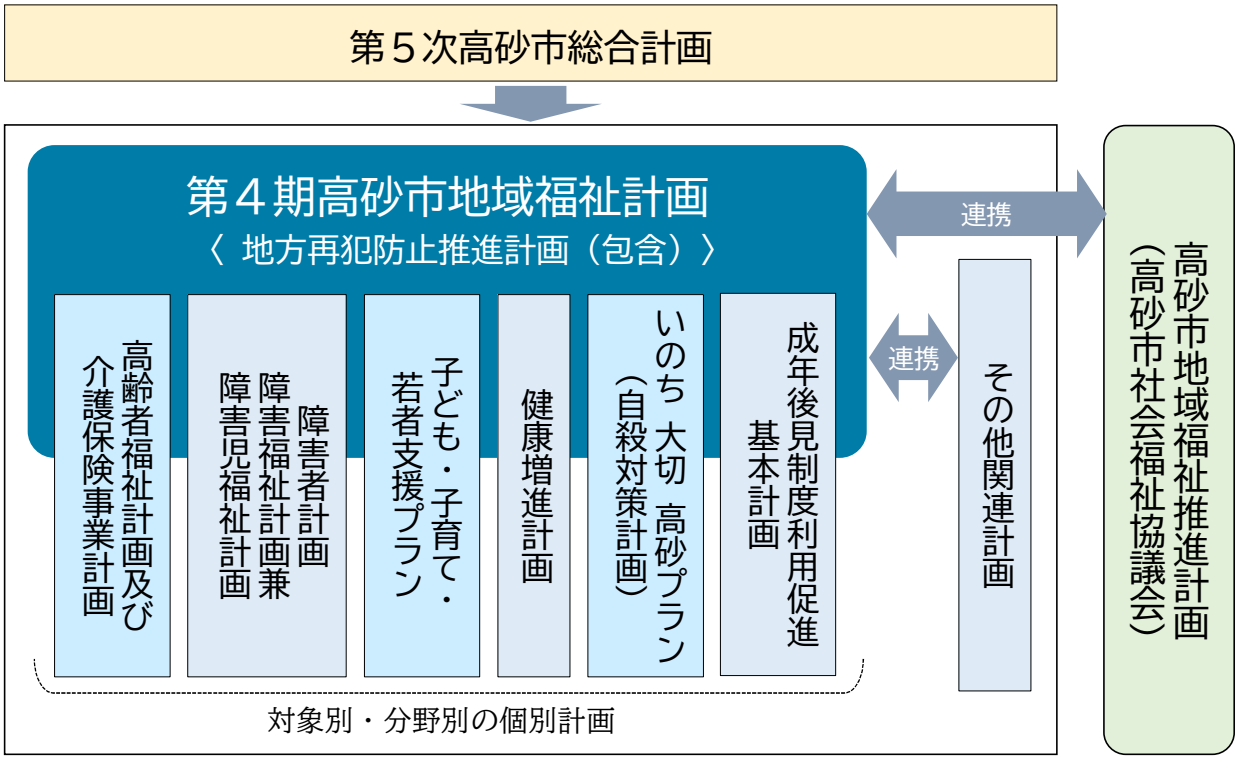

計画の期間

本計画の期間は、令和５年度からの５年間とします。

福祉をはじめとする様々な生活関連分野における社会情勢の変化や福祉サービス利用者のニーズなどに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

	平成30年度(2018年度)	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)	令和4年度(2022年度)	令和5年度(2023年度)	令和6年度(2024年度)	令和7年度(2025年度)	令和8年度(2026年度)	令和9年度(2027年度)
高砂市総合計画	第４次総合計画				第５次総合計画（～令和 12 年度）					
高砂市地域福祉計画	第３期地域福祉計画					**第４期地域福祉計画**				
高砂市成年後見制度利用促進基本計画						成年後見制度利用促進基本計画				

計画の基本的な考え方

基本理念

本計画では、第１期から第３期計画で掲げてきた基本理念を継承し、本市において、地域のすべての人々が主役となり、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、つながり、支え合うことで、一人ひとりが自分らしく生活でき、誰一人取り残さない「ぬくもりのまち」、すなわち高砂市における「地域共生社会」の実現をめざし、地域福祉を推進していきます。

「一人ひとりが思いやり　心ふれあう　ぬくもりのまち」

基本目標

基本目標１　みんながつながり、支え合い、自分らしく生活できる地域づくり

世代や分野などを超えた人と人、人と資源、資源と資源などのつながりを促進するとともに、市民一人ひとりの意識・関心・状況などに応じて地域でのつながりや社会参加、活躍を創出することで、みんなで地域の課題を解決できる地域、みんながイキイキ暮らせる地域を創ります。

基本目標２　悩みや不安などを抱える人を孤立させない総合的・包括的な相談・支援体制づくり

悩みや不安などを抱える人が地域で孤立することなく、必要な支援にしっかりとつながり、地域で自分らしく暮らせるよう、分野を横断し、多職種・多機関がつながり、全世代・全対象型の相談・支援体制を創ります。

基本目標３　地域福祉を進める意識と担い手づくり

市民一人ひとりの地域や福祉などへの意識、理解、行動を拡げるとともに、既存の担い手への支援や多様な人材の発掘・育成、福祉人材の育成・確保に取り組み、地域福祉を進め、地域共生社会を実現する人を創ります。

施策体系

基本理念「一人ひとりが思いやり　心ふれあう　ぬくもりのまち」（高砂市における地域共生社会）の実現に向けて設定した３つの基本目標を踏まえ、各基本目標を達成するための施策体系を以下のように設定します。また、基本目標の確実な達成に向けて、各基本目標をリードする施策を「重点的な施策」として設定することで、本計画の実行性・実効性を担保します。

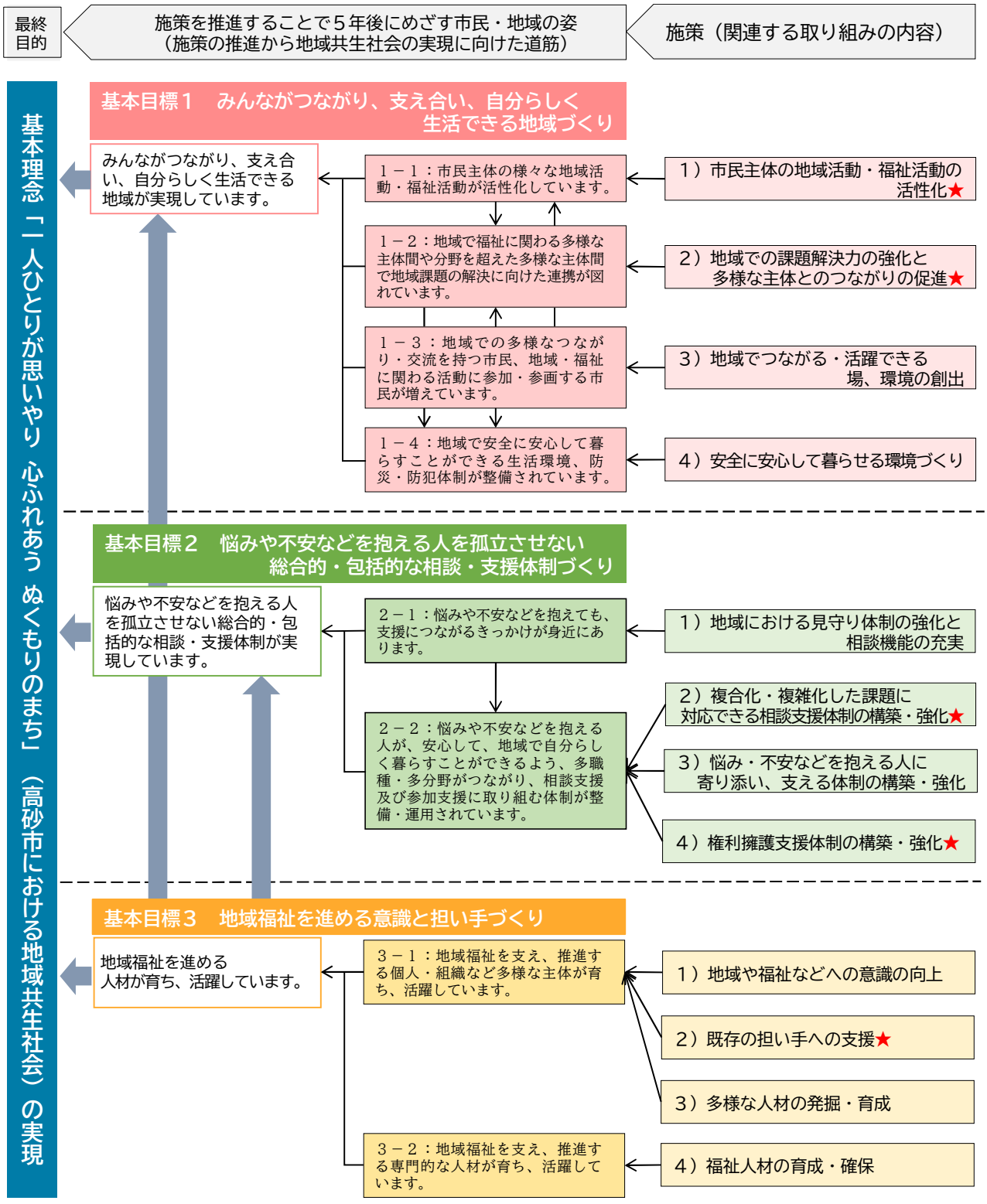

★：重点的な施策

施策・取り組みの展開

基本目標１　みんながつながり、支え合い、自分らしく生活できる地域づくり

5年後にめざす市民・地域の姿 1－1　市民主体の様々な地域活動・福祉活動が活性化しています。

1）　市民主体の地域活動・福祉活動の活性化　重点的な施策

（1）地域での課題解決力の基盤となる自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会等の地縁組織の活動を支援します。

- 自治会活動への支援
- 地域単位で活動する団体・組織の運営・活動への支援

（2）地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員、福祉委員などによる福祉活動を支援します。

- 民生委員・児童委員の活動支援
- 福祉委員の活動支援及び小地域福祉活動の活性化

（3）ボランティアやＮＰＯなど多様な組織・団体、個人による地域活動・市民活動を支援します。

- ボランティア活動の促進
- 公益団体活動や自発的市民活動の支援
- 当事者団体・組織の活動支援
- 社会福祉法人による地域公益活動の促進
- 民間企業・事業所等による社会貢献活動の促進

5年後にめざす市民・地域の姿 1－2　地域で福祉に関わる多様な主体間や分野を超えた多様な主体間で地域課題の解決に向けた連携が図れています。

2）　地域での課題解決力の強化と多様な主体とのつながりの促進　重点的な施策

（1）支え合いづくり協議会の設置及び住民主体による運営を促進・支援します。

- 支え合いづくり協議会の設置及び運営支援
- 支え合いづくり協議会の運営支援に向けた体制整備

（2）支え合いづくり協議会など様々な場を活用し、地域課題の解決に向けた多様な主体の連携を促進します。

- 多様な主体の支え合いづくり協議会への参加・参画の促進
- 既存のネットワークを活用した地域課題の解決に向けた連携

支え合いづくり協議会とは

高砂市における生活支援体制整備事業の第２層協議体のことです。地域の定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となる組織で、市内の８行政圏域を単位に支え合い活動づくりを展開します。

5年後にめざす市民・地域の姿 1-3

地域での多様なつながり・交流を持つ市民、地域・福祉に関わる活動に参加・参画する市民が増えています。

3） 地域でつながる・活躍できる場、環境の創出

（1）地域で交流・つながりなどが持てる場・機会、集うことができる居場所づくりを推進します。

- 多様な市民が交流・つながりを持てる機会づくりの推進
- 多様な市民が集うことができる居場所づくりの推進
- 公共施設等の有効活用・利用促進
- 社会福祉法人による交流・つながりづくりの促進

（2）様々な分野でのボランティアや支援者などの確保・養成、活躍できる環境づくりを推進します。

- ボランティア活動の促進【再掲】
- 市民が支援者となる仕組みの構築・拡充

（3）市民一人ひとりの社会参加や地域での活躍・挑戦などを支援します。

- 若年層へのアプローチの推進
- 元気な高齢者へのアプローチの推進
- 新たな社会参加、活躍・挑戦への支援

5年後にめざす市民・地域の姿 1-4

地域で安全に安心して暮らすことができる生活環境、防災・防犯体制が整備されています。

4） 安全に安心して暮らせる環境づくり

（1）移動・交通環境や住環境の整備、公共施設や交通機関などのバリアフリー化などを推進します。

- 移動・交通環境の整備
- 住環境の整備
- 公共施設等のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進

（2）緊急時・災害時に対応できる支援体制の整備、地域全体の災害対応力の向上を図ります。

- 地域の防災力の強化
- 災害対応力の向上
- 誰一人取り残さない防災体制の構築・強化

（3）防犯対策・消費者被害防止に向けた意識づくりや相談支援体制を整備します。

- 防犯対策の推進
- 地域の防犯活動の促進・支援と防犯意識の醸成
- 消費者被害防止の推進

基本目標２　悩みや不安などを抱える人を孤立させない総合的・包括的な相談・支援体制づくり

5年後にめざす市民・地域の姿 2-1

悩みや不安などを抱えても、
支援につながるきっかけが身近にあります。

１）地域における見守り体制の強化と相談機能の充実

（１）地域での気づきを促進し、相談支援につながりやすくするとともに、地域での見守り体制の充実を図ります。

- ●悩みや不安などを抱える人に対する地域での理解づくり
- ●地域における見守り活動の促進
- ●居場所等を活用した見守りの促進

（２）様々な分野での相談窓口の周知及び相談体制の充実を図ります。

- ●相談しやすい環境づくりの推進
- ●様々な分野の相談体制・相談機能の充実

5年後にめざす市民・地域の姿 2-2

悩みや不安などを抱える人が、安心して、地域で自分らしく暮らすことができるよう、多職種・多分野がつながり、相談支援及び参加支援に取り組む体制が整備・運用されています。

2） 複合化・複雑化した課題に対応できる相談支援体制の構築・強化 重点的な施策

（1）様々な分野において、他分野との連携・協働を図り、分野毎の相談支援ネットワークを強化します。

- ●相談窓口・機関によるネットワーク、顔の見える関係の構築・強化
- ●既存のネットワークを活用した分野毎の相談機能の強化

（2）分野横断型の相談・支援体制を構築・強化します。

- ●重層的支援体制整備事業の推進

3） 悩み・不安などを抱える人に寄り添い、支える体制の構築・強化

（1）多様化・複雑化する課題や不安などに対応するため、様々な分野での支援を強化するとともに、切れ目のない包括的な支援体制を構築・強化します。

- ●生活困窮者等への自立支援の推進
- ●ひきこもり等に関する支援の推進
- ●ヤングケアラーの支援
- ●子どもの貧困対策の推進
- ●虐待・ＤＶ予防と早期発見・早期対応
- ●自殺対策の推進
- ●高齢者、障がいのある人への就労支援の推進
- ●再犯防止に向けた取り組みの推進 ※詳細については、「高砂市再犯防止推進計画」を参照ください。

（2）福祉サービス・制度の質の確保・向上と情報提供の充実を図ります。

- ●福祉サービス・制度の質の確保・向上
- ●福祉サービス・制度に関する情報提供・発信の推進

4） 権利擁護支援体制の構築・強化 重点的な施策

（1）権利擁護に関する理解・認識を醸成し、相談機能を強化します。

- ●成年後見支援センターの設置
- ●権利擁護・成年後見に関する周知啓発
- ●権利擁護・成年後見に関する相談機能の強化

（2）権利擁護に関する地域連携の仕組みを構築・強化します。

- ●権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・強化

基本目標３　地域福祉を進める意識と担い手づくり

5年後にめざす市民・地域の姿 **3-1**

地域福祉を支え、推進する個人・組織など多様な主体が育ち、活躍しています。

１）　地域や福祉などへの意識の向上

（１）まち・地域などへの意識・関心を高め、我が事としての認識づくりを推進します。

- ●まちや地域への関心・愛着の醸成

（２）福祉教育などを通じて、地域や福祉、人権についての正しい理解、認識づくりを推進します。

- ●子どもを対象とした福祉教育・学習等の推進
- ●地域での福祉教育・学習等の推進

２）　既存の担い手への支援　**重点的な施策**

（１）既存の担い手の抱える課題・問題を見える化し、解決を図ることで、担い手が活動しやすい環境づくりを進めます。

- ●担い手の抱える課題・問題の解決に向けた取り組みの推進
- ●市民主体の活動への支援【基本目標１－１）】

３）　多様な人材の発掘・育成

（１）様々な分野でのボランティアや支援者などの確保・養成、活躍できる環境づくりを推進します。【再掲】

- ●ボランティア活動の促進【再掲】
- ●市民が支援者となる仕組みの構築・拡充【再掲】

（２）市民一人ひとりの社会参加や地域での活躍・挑戦などを支援します。【再掲】

- ●若年層へのアプローチの推進【再掲】
- ●元気な高齢者へのアプローチの推進【再掲】
- ●新たな社会参加、活躍・挑戦への支援【再掲】

5年後にめざす市民・地域の姿 3-2

地域福祉を支え、推進する専門的な人材が育ち、活躍しています。

4） 福祉人材の育成・確保

（1）福祉専門職などの分野間の交流、顔の見える関係づくり、専門職の育成・確保を推進します。

- 福祉専門職等の交流
- 福祉専門職の育成・確保

（2）市民に寄り添い、地域の課題に気づき、自主的に取り組む市職員、参画・協働に取り組む市職員の育成を推進します。

- 市職員の参画・協働に対する意識の向上
- 市職員の地域福祉に関する意識・資質の向上

高砂市再犯防止推進計画 概要版

■計画の位置づけ：再犯防止推進法第８条第１項に基づく「地域再犯防止推進計画」として策定。

■計画の期間　　：第４期地域福祉計画と同様に、令和５年度からの５年間。

■再犯防止に向けた取り組みの内容

●地域での再犯防止に関する理解づくり	● 高砂市保護司会との連携による「社会を明るくする運動」などの推進 ● 保護司及び保護司の活動などの市民への周知
●犯罪をした人等への継続的な支援	● 更生保護サポートセンターの活動の支援及び周知 ● 保護司など更生保護関係者をはじめとした関係機関･団体、民間事業者等との連携による社会復帰を求める人たちへの就労支援、住居及び居場所等の確保 ● 保健医療や福祉サービスの確保
●更生保護の担い手への支援	● 保護司など更生保護関係者が活動しやすい環境づくり ● 保護司など更生保護関係者との連携を通じた再犯防止に向けた支援体制の構築

計画の推進

計画の推進体制

- 本計画に示す「５年後にめざす市民・地域の姿」の達成に向けて、市民・地域・事業者など多様な主体との協働により地域福祉を推進します。
- 地域福祉の推進を図ることを目的に組織されている高砂市社会福祉協議会との連携を強化し、住民主体の取り組みを支援するとともに、具体的な課題の共有・検討、活動・仕組みづくりなどを推進します。
- 地域福祉に関わる課題等を庁内関係部署で共有し、本計画に関連する施策・事業等を整理するとともに、課題の解決に向けて「地域福祉計画推進庁内委員会」等で分野間の連携・調整に取り組み、関連する施策や具体的な事業等を推進します。

計画の進捗管理・評価

- 本計画において、進捗管理と評価などを進めるため、市民代表、各種団体代表、学識経験者等で構成される「高砂市地域福祉計画推進委員会」において、本計画の進捗管理の確認とともに、検証及び評価を行います。なお、計画の進捗管理と検証及び評価はＰＤＣＡサイクルに基づいて実施します。

第４期高砂市地域福祉計画
高砂市再犯防止推進計画
概要版

発行：令和５年３月

編集・発行：高砂市　福祉部　人権福祉室　地域福祉課
〒676 -8501　兵庫県高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号
電話：079-441-9006　　FAX：079-443-3144
メール：tact2520@city.takasago.lg.jp